

令和8年度 第1回 徳島県最低賃金専門部会 議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和8年7月30日（木） 午前10時40分～午後0時00分

場所 ホテルパークウエストン3F アニエスルーム（徳島市南前川町3-1-22）

2 出席者

（公益委員） 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 三木委員 南委員

（使側委員） 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議事要旨

- （1）部会長が選任されるまでの間、事務局が会進行役を代行し、最低賃金に関する基礎調査結果や足元の経済指標等追加された資料の説明が行われた（資料ファイル名「資料」中資料No.6等）。

その後、公益委員の段野委員が部会長に、米澤委員が部会長代理としてそれぞれ専門部会委員より承認されたことから、会の進行が段野部会長に引き継がれる。

- （2）段野部会長の進行の下、徳島県最低賃金に係る金額審議が開始され、労使委員より審議にあたっての基本的な考え方について以下のとおり、意見が述べられる。

労側委員

- 今年の春闘では全国加重平均5.01%、県内では4.64%の賃上げが実現したが、物価上昇も続いており、特に最賃近傍で働く人の生活は厳しく将来不安を感じているのが実態。企業側も中東情勢等の影響により厳しいとは思いますが、働く側も厳しい。今年も最低賃金の大幅な引上げで働く人の生活を守り、景気を底支えしていく必要があり、法定3要素に基づいた真摯な議論を尽くしていきたいと考えている。
- まず労働者の生計費について、徳島県の消費者物価指数は4年間で12.7%上昇し、直近の物価上昇率は一時期よりも緩やかになっているものの物価が下がった訳ではない。まして最賃近傍で働く人にとって、食料品や電気、ガス、ガソリン、日用品などは価格が上がったからといって購入を止められるものではない。

次に労働者の賃金について、2026年の春闘における連合徳島集計の賃上げ率は全体で4.64%、300人以下で3.97%、99人以下の企業でも4.59%の賃上げが実現しているという結果となっている。中小企業で一律に賃上げができていない状況ではなくて、小規模企業においても、人材確保や定着、物価への対応などから現実的に賃上げが行われている状況を知っていただきたい。

通常の事業の支払能力について、本当に厳しい現状であることは理解しているものの、徳島は経済力や労働生産性、賃金水準が一般的に全国に比べて決して低くはない。方や最賃の順位だけが全体的に見たらちょっと低めであると考えられ、県内で生み出された付加価値等が最賃近傍で働く労働者に十分還元されていないとも考えられる。そういった点を踏まえて真摯な議論を進めたいと考えている。

使側委員

- 目安額、非常に高い印象を持っており、基本的には、やはり賃金改定状況調査の第4表が、法定3要素を一番考慮された数値と思っている。また、同調査以降の物価動向であるとか、日銀短観とか、県内景況感とかも踏まえながら、額の提示、議論を進めていきたいと考えている。
- 今年の目安の引上げ率は4.9%であり、前年の6%と比して1.1%下がっている。法定3要素である生計費の上昇率は鈍化しているものの上がっており、賃金も大きく上がっている状況下で、支払能力を重視した結果、目安の引上げ率が対前年比で少し下がったのではないかと分析している。

支払能力を表すデータに関しては、中小企業が含まれたデータや足元で問題になっている中東情勢が反映したデータが少ない状況である。しかしながら中東情勢の影響により企業物価指数、特に石油等エネルギー価格が上昇していること、中小企業の経営状況が非常に厳しいことに焦点が当たった目安であると考えられることから、今年度の審議は、そういった点も考慮していく必要があると考えている。

(3) 次に労使委員より具体的な引上げ金額について以下のとおり、意見が述べられる。

労側委員

- 今年の春闘において県内で働くパート労働者4,000人の賃上げの額について、当方で調査した結果、平均で74.3円の賃上げが認められた。中央の審議会でも労側は75円引上げを提示していることもあり、本専門部会において労側が提示する

最低賃金引上げ額も、74.3円を切り上げて75円の引上げを求める。

- 補足意見として、この74.3円は、労働組合未組織の労働者を含めた4,000人の実際の賃上げ額の平均であること。また、県内のパート労働者の募集賃金の下限は1,123円というデータが示されているところ、最低賃金を75円引き上げても1,121円となお下回る数字であることから、徳島の実態に即した根拠と思っている。物価水準は全国的にほぼ同じ、物価上昇の中家計が食品以外の支出を大きく控えている状況もあるし、徳島は労働生産性や給与所得は全国上位にある一方、最低賃金は27位に留まっているので、総合的な判断で75円の引上げを求める。

使側委員

- 使側としては、やはり第4表を重視していきたい。徳島市のエンゲル係数は上昇傾向にあり、失業率が非常に低い。県内GDPは直近のデータがなく、日本のGDPは増加しているように言われているが、周囲を見渡してそうした実感は全くない。高齢者は多く、足下の経営環境は非常に悪くなっており、（県内GDPは）本当に成長しているのか疑問である。また日銀の短観によれば、2期連続で悪化していること、倒産件数が増加していること等も勘案すると、中賃の公益委員見解をなぞった形で、使側としては目安額である56円の引上げを主張する。パート労働者の募集賃金は募集賃金であって、最低賃金法における賃金とは異なるものである。

（4）労使間にかなり隔たりがあることから、部会長より提案がなされ、公労・公使の順で二者協議が行われた後、協議結果について以下のとおり、意見が述べられた。

労側委員

- 労側としては、75円の引上げを求める。最賃近傍で働く人の生活を守る視点。

使側委員

- 使側としては、今年度の賃上げ率や法定3要素のデータ等を確認すると、昨年より低下しているのは間違いない中、昨年の額を超えることはあり得ないのではないか。中賃の目安も高いと感じるところはあるが、3要素をそれぞれ見て総合的に判断すると、中賃の目安は二アリー（相応）と思うところもあり56円を主張する。
- 追加意見として、今回、専門部会の1回目からBランクの目安である56円を示

したのは、賃上げが必要であるということを使側も十分理解をしており、できる限り賃上げをしていこうという姿勢の表れであり、その姿勢は受け止めていただきたい。

4 次回開催

事務局より次回の審議日程に関して以下の日程とする伝達がなされた。

令和8年8月3日（月）、午前10時00分から第2回地賃専門部会

場所は、いずれも「ホテルパークウエストン3F アニエスルーム」とする。

以上